医療法人盟侑会　島松病院 訪問リハビリテーション
（介護予防）訪問リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第１条　医療法人盟侑会　島松病院 訪問リハビリテーションが開設する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定通訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたって、要介護者（要支援者）が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を目指します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第３条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名　称　医療法人盟侑会　島松病院　訪問リハビリテーション

（２）　所在地　北海道恵庭市西島松５７０番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

当施設に勤務する職種、員数(介護予防訪問リハビリテーションを兼務)、及び職務内容は、以下の通りとする。必要な職員数については法令の定めるところによる。

（1）管理者

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）従業者の職種及び員数

医師　　１名以上（常勤１名以上）

理学療法士　　１名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）　営 業 日　月曜日から土曜日。

ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

（２）　営業時間　午前8時３０分から午後5時３０分

（利用料その他の費用の額）

第６条　この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

また、前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、恵庭市、北広島市とする。

（緊急時における対応方法）

第８条　この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて　臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（その他運営に関する留意事項）

第９条　施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（１）　事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

（２）　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（３）　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用 契約の内容とする。

（４）　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人盟侑会島松病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　当院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１)虐待防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等の活用可能も含む）定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周囲する。

（２)虐待の防止のための指針を整備する。

（３)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４)前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

附　則

この規程は、令和６年６月１日より施行する。